

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第1号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条企画係の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 企業版ふるさと納税に関すること。

第5条街づくり推進係の項第3号中「コミュニティバス及び」を「A I」に改める。

第7条第2項第7号中「検査員」を「検査職員」に改める。

第11条市民税係の項第2号中「市県民税」の次に「、森林環境税」を加え、「土地係及び家屋係」を「固定資産税係」に改める。

第13条戸籍係の項第3号中「第58条第1項」を「第58条第2項」に改める。

第14条福祉医療係の項に次の1号を加える。

(5) 後期高齢者医療保険被保険者の健康の保持増進に関すること。

第16条防災・消防団係の項中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 防災、安全保障の啓発等に係る自衛隊及び防衛協会との連携協力に関すること。

第17条の2地域福祉係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条障害福祉係の項中第9号を削り、同条厚生係の項に次の1号を加える。

(4) 生活困窮者の自立支援に関すること。

第19条保育係の項第1号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

第19条の2児童福祉係の項第2号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条子育て支援係の項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ず

つ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法第10条の2第2項に規定する業務に関すること。

第19条の2子育て支援係の項に次の1号を加える。

(10) こども家庭センターの庶務に関すること。

第25条商工観光係の項中第8号を削る。

第28条住宅係の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) マンションの管理の適正化の推進に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。